

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	島津	令和3年3月16日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.5	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.2	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	11.2	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.6	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

地区全体でまとまった営農活動は少なく、個人での活動が多い。現在の耕作者の高齢化が進んでおり、後継者もまだ育っていない。また、自衛隊の基地が近いことから、騒音等の問題で定住農家の参入は見込めない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

比較的条件の良い農地が多いため、しばらくは現在の耕作状況を維持しつつ、可能な限り中心経営体へ農地を集積していく。

島津地区では専業の中心経営体が少ないため、いずれは地区内での法人化、あるいは地区外の法人を呼び込んでいく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農家A	水稻・麦・大豆	5.5 ha	水稻・麦・大豆	6.5 ha	島津
認農	農家B	水稻・野菜	1 ha	水稻・野菜	1 ha	島津
計	2経営体		6.5 ha		7.5 ha	

注1:「属性」欄について

「認農」…個人の認定農業者 「認農法」…法人の認定農業者 「認就」…認定新規就農者

「集」…法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織

「到達」…基本構想水準到達者

注2:「今後の農地の引受けの意向」…現状からおおむね5年から10年後の意向

注3:「経営面積」…プランの対象地区内における中心経営体の経営面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、積極的に農地を機構に貸し付けていく。

法人化への取り組み方針

既存の農家のみで地区内の農地全体を守っていくことは不可能である。法人化について、地区内だけではなく、広域的な取組について検討していく。また、法人化を見据えたハード面(農道等)の整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

カモ被害が顕著であり、有害鳥獣の被害が増えている。現状の農業経営を維持するため、行政と連携した駆除活動を実施する。